

## 別表

## 堺市無料低額宿泊所指導検査事項

検査事項	着眼点
第1 入居者に対する適切なサービスの提供の確保	<p>(1) 無料低額宿泊所におけるサービス等の提供については、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入居者の意思及び人格を尊重するよう配慮されているか。</p> <p>(2) 事業所の管理の都合により、入居者の生活を不当に制限していないか。</p>
1 入居者の処遇の充実	<p>(1) 入居者に食事を提供する場合、適切な食事が提供されるよう努めているか。</p> <p>ア 食事の量及び栄養は確保されているか。</p> <p>イ 入居者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮した食事が提供されるよう努めているか。</p> <p>ウ 食事は、適切な時間に提供しているか。</p> <p>(2) 入浴の機会は適切に提供しているか。</p> <p>ア 入浴の機会は、原則1日1回提供されているか</p> <p>イ 入浴可能な時間帯や入浴時間は、適切に確保されているか。</p> <p>(3) 入居者について、他の保健医療福祉サービスの活用が必要な場合には、適切にサービスが利用されるよう、当該サービスを提供する事業所等との連携に努められているか。</p> <p>(4) 心身の状況等から無料低額宿泊所での生活が困難となったと認められる入居者に対しては、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めているか。</p> <p>(5) 入居者にプライバシーの確保に配慮された運営がされているか。</p> <p>(6) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応されているか。</p>
2 入居者の生活環境等の確保	<p>(1) 入居者の居室及び共用室などの共用設備について、日照、採光、換気及び防災について十分考慮されたものであるか。</p> <p>(2) 居室等の面積、設備の構造は基準に適合したものとなっているか。</p> <p>(3) 炊事設備、洗面所、浴室、便所、洗濯場の設備は、適切に設けられているか。</p> <p>(4) 共用室、相談室、食堂等、入居者に対するサービス提供において必要な設備は、適切に設けられているか。</p> <p>(5) 設備、食器等、飲用水について、衛生的に管理されているか</p> <p>(6) 感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(7) 喫煙は、喫煙場所、喫煙可能時間等の設定や必要な換気を行う等受動喫煙の防止に努めているか。</p>

<p>3 自立に向けた支援</p>	<p>(1) 入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握に努めているか。また、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対しては、円滑な退居に向けて必要な援助が行われているか。</p> <p>(2) 入居者に対して、原則として1日1回、心身の状況変化や生活上の問題の把握など安定して生活を送る観点からの状況の把握を行っているか。</p> <p>(3) 入居に係る契約期間終了前には、入居者の意向を確認するとともに、継続利用の必要性について、福祉事務所等の関係機関と協議されているか。</p>
<p>4 適切な契約に基づいたサービス提供の実施</p>	<p>(1) 入居申込者には、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービス内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明されているか。</p> <p>(2) サービスの利用に際して、入居者との契約が適切に行われているか。</p> <p>ア 居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しているか。</p> <p>イ 居室の利用に関する契約期間は1年以内とされているか。</p> <p>ウ 解約に関する規定が設けられているか。</p> <p>エ 解約に際して、入居者の権利を不当に狭めるような条件が定められていないか。</p> <p>オ 契約に際して、保証人等を求めているか。</p> <p>(3) 金銭の管理は、入居者本人が行うことを原則とし、施設が金銭管理を行う者については、金銭の適切な管理を行うことに支障がある者であって、金銭の管理を希望する者に限定されているか。</p> <p>(4) 金銭管理を行う場合は、適切な手続等に沿って行われているか。</p> <p>ア 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用しているか。</p> <p>イ 日常生活を営むために必要な金額に限っているか。</p> <p>ウ 金銭等の管理に係る契約を締結しているか。</p> <p>エ 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めているか。</p> <p>オ 金銭管理を行う体制、収支の記録、本人への報告、行政機関への報告等は適切に行われているか。</p> <p>カ 金銭管理契約を解除する場合等において金銭の返還は適切に行われているか。</p>
<p>第2 施設の適切な運営の確保</p>	<p>社会福祉事業として、適切な運営を行うよう努めているか。</p>

<p>1 適切な運営規程の整備及び運営体制の確保</p>	<p>(1) 施設の定員は、遵守されているか。</p> <p>(2) 事業運営についての重要事項を規定した運営規程を定めているか。</p> <p>ア 運営規程には、施設の目的及び運営の方針、職員の職種、員数及び職務の内容、入居定員、入居者に提供するサービス内容及び利用料その他の費用の額、施設の利用に当たっての留意事項、非常災害対策その他施設の運営に関する重要事項について、必要な規定が設けられているか。</p> <p>イ 運営規程は、公表されているか。</p> <p>ウ 施設内に概要を掲示するなど入居者が確認できる措置を講じているか。</p> <p>エ 運営規程を変更した時は、都道府県知事に報告が行われているか。</p> <p>(3) サービス提供に当たる利用料は、適切に設定されているか。</p> <p>ア 食事の提供に要する費用、居室利用料、共益費、光熱水費、日用品費、基本サービス費、入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用以外の名目で利用料を設定していないか。</p> <p>イ 各利用料の金額の設定については、次のとおり適切に設定されているか。</p> <p>(ア) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理を行う人件費及び調理器具の購入、維持管理その他の調理等に関する費用に相当する金額を基礎として算定された額</p> <p>(イ) 居室利用料 当該無料低額宿泊所の整備又は改修に要した費用、修繕費、管理事務を行う人件費、保険料、物件の家賃地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額</p> <p>(ウ) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額</p> <p>(エ) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費の実費に相当する金額を基礎として算定した額</p> <p>(オ) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費及び配送等の調達に相当する金額を基礎として算定した額</p> <p>(カ) 基本サービス費 入居者の状況把握や軽微な生活上の相談等を行うために配置される職員の人件費及び当該業務に要する事務費等に要する費用を基にして算定した額</p> <p>(キ) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用 日常生活上の支援に関するサービスに係る人件費、事務費等(基本サービス費に係るものを除く。)に相当する金額から日常生活支援住居施設として受領する委託費を除いた額(日常生活支援住居施設の認定要件を満たす無料低額宿泊所のみ。)</p>
------------------------------	---

	<p>(4) 事業の運営等に関する記録は、適切に整備されているか。</p> <p>ア 職員の勤務状況や事業の実施状況などの事業運営に関する記録、入居者名簿や入居者台帳など入居者に関する記録、収支予算及び決算や出納記録など会計処理に関する記録は、整備されているか。</p> <p>イ 入居者に提供するサービス内容に係る記録、苦情の内容、事故の状況やその処置についての記録を整備し、完結から 5 年間保存されているか。</p> <p>ウ 貸借対照表、損益計算書等の収支の状況について公表されているか。</p> <p>(5) 事故が発生した場合には、堺市等への報告など適切な対応が行われているか。また、損害賠償すべき事故の発生に備えた対応が講じられているか。</p> <p>(6) 事業内容について広告をする場合は、虚偽又は誇大な表示ものでないか。</p>
<p>2 職員体制等の整備</p>	<p>(1) 施設長は、適切に配置されているか。</p> <p>ア 施設長には、基準の要件を満たす者が配置されているか。</p> <p>イ 施設長は、主として当該無料低額宿泊所の職務に従事しているか。</p> <p>(2) 職員（施設長を含む。）は、入居者数や提供するサービスに応じて必要な者が配置されているか。</p> <p>(3) 職員の勤務体制について、勤務表等により適切に管理されているか。また、労働関係各法が遵守されているか。</p> <p>(4) 職員による個人情報の漏洩等の防止に努めているか。</p>
<p>3 防火防災対策</p>	<p>(1) 建物について、建築基準法、消防法の規定を遵守しているか。</p> <p>ア 建築部局又は消防部局から指導等がされている場合には、指導等を踏まえて、改善が図られているか。</p> <p>イ 消火器や自動火災報知設備など防火に係る設備等の設置に努めているか。</p> <p>(2) 非常災害対策について充実強化に努めているか。</p> <p>ア 防火管理の取組や、避難先、災害発生時の対応など、非常災害に対する具体的計画を策定しているか。</p> <p>イ 非常災害時の通報及び連絡体制を整備し、職員等に周知しているか。</p> <p>ウ 非常災害対策を運営規程に記載した上で、入居者に説明等を行っているか。</p> <p>エ 非常災害対策の対応のため、年1回以上（※）、定期的に消火、通報、避難誘導等が適切に実施されるための訓練が行われているか。</p> <p>※ 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第6号）第3条第 10 項の規定が適用されるものについては、消火訓練及び避難訓練を年2回以上</p>